

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 豊野さつき保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I 福祉サ ービス の基本 方針と 組織	1 理念・ 基本 方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	■	1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	・「長野市のめざす子どもの姿」として保育園及び認定こども園の共通理念が明示されている。また、保育園保育指針に沿い保育園・認定こども園としての共通の「教育・保育の基本方針」が定められ、長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子どもたちが遊びや生活を通して友だち等の人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力、実践力、未来力、絆力を育むことなどが盛り込まれている。当保育園でも新年度を迎える新体制の職員会議を始めとした諸会議で理念・基本方針などを読み合わせ、また、園内研修でも周知し実践に繋げている。市から発行されている「保育・認定こども園のしおり」にも「長野市のめざす子どもの姿」や「教育・保育の基本方針」が明記されており、また、当保育園としての運営規程（重要事項説明書）や事業計画にも同じものを記載し、それらを基に入園児説明会、保護者総会、学年懇談会等で絵表示や映像、資料等を使用し具体的に説明している。また、当保育園としての分かりやすい保育方針・保育目標があり、保護者総会資料にもその主旨を載せ、全職員が実践している。保護者へ周知するために玄関や事務室、保育室などに理念・基本方針などを掲示し、園独自の保護者アンケートでも保育園の基本的な考え方（保育目標・保育方針）に関する項目を盛り込み、その周知状況を確認し更に理解を深めていただくような工夫もしている。
					■	2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					■	7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」で公立保育園全体の方向性は決められており、当保育園としての推移予測や利用率の分析についても市の担当部署である保育・幼稚園課と連携し、地元地域のニーズに応じている。当保育園のある石地区の周辺はりんごやナシ、ブドウなどの果樹園地帯という特性があるが、市の地域発達支援会議に主任が出席し、また、市保育・幼稚園課にわんぱく広場（長野市公立保育園おひさま広場と同じもので豊野さつき保育園での未就園児への園開放・育児相談の名称）の利用者数を報告し、更に、地元や近隣地区の子育てサロンや4ヶ月健診に主任が参加し情報を得て保育のニーズや潜在的利用者等を把握している。市としても「長野市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図るために、毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において点検と評価がされており冊子として集約されホームページでも閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・保育の内容と共に光熱水費や消耗品、設備などについても年度末に全職員により「現状の洗い出し」を行い、「保育園自己評価」に繋げ、施設面の修繕等については市の保育・幼稚園課に提出している。当保育園でも可能なものは職員が手作りし経費の有効的な運用に努めている。公立保育園全体の組織体制や設備の整備などの経営課題、各保育園としての経費については予算の上限枠が決められており、市の保育・幼稚園課の管轄で取り組んでいる。課長補佐会や公立保育園の園長会、ブロック園長会等でも市担当部署から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告されている。保育内容や人材育成については、園長・主任の「業績評価」として振り返り、改善に取り組んでいる。人材の確保についても市の保育・幼稚園課と相談しながら子どもの増減に応じ適正配置に努め、また、職員同士、お互いにフォローしながら日々の業務の効率化に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<p>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・市としての「第二期長野市こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」及び「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」があり、全体のビジョンを明確にしている。「長野市こども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数値的に行われており、「長野市乳幼児期の保育・教育の指針」は市こども政策課により5年毎に見直しがされている。当保育園としても2021年度から2022年度までの中期計画が策定されており、信州型自然保育（信州やまほいく）の再認定、第三者評価の受審、長野市運動プログラム及び柳沢運動プログラムの充実、運動と遊びのプログラムを活用した運動機能の育成等に向けて着実に取り組んでいる。</p>
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	<p>■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・当園としての単年度の事業計画が「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に策定されている。事業計画には「今年度の重点課題」として「保育内容の充実」や「保護者支援」「安全安心な保育の実施」「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられ、「保護者支援」や「危機管理に関する取組」「実習生・職場体験・ボランティアの受け入れ」「職員育成と研修計画」「世代間交流事業」「小学校との連携」等も具体的に立案され実行されている。わんぱく広場（園開放、未就園児交流事業）、世代間交流など、市としてそれぞれの実施計画書と報告書の様式があり、数値目標や経費、成果などの欄が設けられている。期末には正規職員が業績評価を実施し、期初に立てた目標の達成状況等を踏まえ、次年度や中期の計画策定に反映している。</p>
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<p>■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・年度末に事業計画を振り返り、正規職員で業績の評価を行い、更に、3月末の新年度体制の初めての職員会議で園長から新たな「豊野さつき保育園事業計画」について文書で説明されている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会、未満児研修会、特別支援教育・保育研修会等でも意見が集約され市としての計画に反映されるようになっていく。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿って、当園としての2018年度から2020年度の中期計画が策定されており、公開保育、「信州やまほいく」の再認定、長野市運動プログラムを活用した運動機能の育成等を掲げ、職員は園内外の研修会に積極的に参加し必要とされる知識やスキルの向上に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・例年であれば事業計画について、入園説明会や保護者総会、学年懇談会などで絵表示やスライド等を使い分かり易く保護者に説明している。今年度は新型コロナウイルスの影響を受け保護者総会は行われなかったが4月の「園だより」で、事業計画について伝えている。また、計画に沿って実施したことについてはその保育の場面を文章・イラスト・写真にして「園だより」に載せ、保護者へ理解を促している。園として独自の保護者アンケートを年2回実施し、その分析結果を保護者に報告し、また、職員会でも結果報告し、改善に向けて課題や問題点について話し合っている。</p>
4	福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（0：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・当園としては今回の第三者評価が2回目の受審であるが、市職員として業績評価を毎年行い、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価も各職員が実施している。第三者評価の受審に向けた園内研修も計画的に行われ、また、実施した自己評価を園長・主任が集計し、職員会議で分析・検討・課題の洗い出しを行い、課題解決を図っている。また、今年度第三者評価を受けることにより強みや弱みについての気づきを得て、更なる保育の質の向上に取り組もうとしており、評価結果も公開される予定である。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・当園では毎年度、業績評価及び保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価(年2回)を行っている。その結果を集計・分析し、それらを踏まえ全職員で課題を共有し、また、改善点についても話し合い、市担当部署にも提出している。自己評価の中での気づきなどについても職員会議で検討し、改善に向けて計画的に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>42 ■ 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>43 ■ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>44 ■ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>45 ■ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>・今年度は新型コロナウイルスの影響をうけ保護者総会は実施されなかったが、例年であれば園長は新入園児説明会、継続児説明会、保護者総会、学年懇談会等の場で、園の運営・保育方針を保護者等に伝え、自らの役割と責任についても明確にしている。また、3月末の新年度の体制の職員会で文章化した「豊野さつき保育園の保育について」を職員に配布、説明し、自らの業務目標や目標等を達成するための取組内容・行うべき行動等を周知している。当園としての「組織図・事務分掌」があり、園長自らの職務内容として「労務管理」「保育所運営管理」「事務関係」「渉外関係」「研修関係」などが定められており、職員と協力しながら効率的な業務の推進に取り組んでいる。更に、危機管理マニュアル、各災害対応フロー、園の運営規程等に基づき万が一の時の役割と責任も明確にされており、園長不在時は園長補佐としての保育主任が代行している。</p>	
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>46 ■ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 ■ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 ■ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 ■ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>・園長は市の職員としての経験も長く地方公務員法等の法令等については熟知しており、「公立保育園長の心得」「教育・保育の手引き」「マナーブック」等で職員に必要とする事項を伝え、遵守するように指導している。また、労働基準法を遵守し職員の休憩や休日の確保等についても代替職員やパート職員の配置で補完している。「長野市の環境方針」や「環境保全率先実行計画」に沿った良好な生活環境や豊かな自然環境の保全などにも努めている。</p>	
			(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<p>50 ■ 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 ■ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 ■ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 ■ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 ■ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>・当園では保育の質の現状について保育園第三者評価の内容評価項目を基にした年2回の自己評価や「保育所自己評価のための個人自己評価チェックの集計」を全職員で実施しており、園長が分析を行い職員と共に改善に向けて取り組んでいる。また、年2回実施する保護者アンケートの結果を基に改善策について職員会等で話し合い意見を集約している。職員のモチベーションアップのため各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても計画的に取り組む、一人ひとりの職員がテーマに沿ってリーダー役として担当しその内容充実を図っている。外部研修についても新型コロナウイルス禍の中、職員の意思を尊重し、オンライン研修等への参加を促している。また、園の保育目標にある「自然に触れて遊ぶ子ども」「自分も相手も大事にできる子ども」「食事を楽しむ子ども」を具体化するために、園の「全体的な計画」についても養護、教育及び保育、食育の内容等を各年齢に合わせて具体的に掲げ、年齢ごとの年間計画、月案、週日案についても進捗状況を把握し、主任が職員に分かり易く助言している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は人事、労務、財務等の視点から検証を行いつつ、運営の改善や業務の実効性を高めるために、職員と共に改善に取り組んでいる。人員についてはクラス担任、加配保育士、パート保育士などを適材適所に配置し、日々の業務が効率良く行えるようにし、また、行事内容の見直しや役割分担を行い、休憩時間や有給休暇の取得、残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮している。働きやすい環境づくりのため人事異動調査や面談を通して職員の家庭環境等の背景にも着目し、意向も把握しながら適宜対応している。また、自ら衛生推進者として関わり、安全推進委員の保育士とともに市として行われるストレスチェック実施結果の分析なども行い、職員の心身の安定も図っている。消耗品費や光熱水費などについても優先順位を決め、経費の効率的な運用に努めている。</p>
2	福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員等の配置については市の基準があり、市担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的に実施されている。当保育園でも園として代替保育士・調理員、休憩パート職員などを確保している。また、過不足のパート職員については、市担当課が作成した共通フォルダーで各園の情報を共有することができ、各園が連携することで公立保育園内で充足し合えるシステムになっている。更に、保育士確保に向け、市保育・幼稚園課で映像やパンフレットを作り、各園でポスターを貼ったり、ピラを配布し、「広報ながの」にも「保育士による保育士のためのなんでも懇談会」等を掲載し採用活動をしている。人材育成面では市の「長野市保育士研修概要」に基づき、新規採用保育士についてはステップアップノートを使用し、2年目、5年目、10年目の職員については市全体としてスキルアップ研修の場が設けられている。看護師については市の数ヶ所の園を単位としたブロック別に配置されており、職員向けの保健講座、救急法等の講師も務めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2		② 総合的な人事管理が行われている。	a	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・「教育・保育の手引き」を活用したり、職員研修で市職員としての保育士としてどうあるべきか期待する職員像を明確にしておき、保育マニュアル(未満児・幼児)にも「保育士の望ましい態度」が明記されている。新規職員採用時研修で人事基準について周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。会計年度任用職員についても、正規職員と同様、年度初めと年度末に人事評価を実施し、能力や経験等が初遇に加味されるようになってきている。また、会計年度任用職員にも保育の専門職としてのキャリアアップ研修が導入されている。職員は人事異動調書により園長や主任と面談し、希望等が聞き入れられるようになってきている。市の保育・幼稚園課係長による各園の労務巡回指導も年2回実施され労働環境の実態も把握され、総合的な改善に取り組んでいる。</p>
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は衛生推進者である園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。年次有給休暇については毎月1回の「労務の巡回日誌」記入時や「出勤簿」確認時に把握している。市として職員の健康と安全の確保のために安全衛生推進委員会を設置しており園長が委員となり安全衛生年間計画を立て、毎月、委員会を開催し、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処し委員会実施記録も作成している。「人事異動調書」の確認も兼ね園長面談を年1回行い、また、小規模園であるので必要な時に園長との相談を随時行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診などが実施されている。園の事業計画に「働き方改善の取り組み」として掲げ、仕事と生活の両立という面から時間外労働の削減、休暇の計画的な取得などに取り組んでおり、育児や介護、療養休暇などの状況に応じて休暇が取得できるようになっている。福祉人材の確保、定着の観点から、休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等も行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<p>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・市としての「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」に保育園の職員としての期待される専門性や姿について明示されており機会あるごとに職員は確認をしている。また、同じく期の始めに市職員としての業績評価表（目標管理シート）を作成し、目標を記入後それに向けて実践し、年度末の2月に評価を行い次年度の目標に繋げている。業績評価表の作成に当っては目標水準、項目、目標期限などについての説明が園長から行われ明確にされている。補佐園長・主任は第一次・第二次評価者として期の途中で職員と面談し、目標に対する進捗状況を確認し、不足している部分について助言するとともに、前期の「保育所自己評価のための自己チェック」で達成度の確認もしている。職員一人ひとりの面談をすることでチームとしての保育についても見つめ直し、全体の質の向上に繋げるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<p>■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>・市の「教育・保育基本方針」「教育・保育の手引き」の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり、また、「保育マニュアル(未満児・幼児)」からも読み取ることができる。市としての「長野市保育士研修概要」や「園内研修計画」があり、計画的に課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、特別支援教育・保育研修会、未満児研修会、給食部会等での研修を開催しており、その報告から必要に応じ園内研修を行い、職員に周知している。また、例年であれば、市の職員としての研修体系に沿い、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、会計年度任用職員1年目・5年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修などが実施され、研修会後のアンケートなどを基に課長補佐会や園長会などの部会で評価・見直しが行われている。今年度は新型コロナウイルス対策を行いつつ「長野市立幼保連携型認定こども園教職員・長野市公立保育所職員研修」として、新規採用保育士、2年目保育士、5年目保育士、主査研修、特別支援教育・保育コーディネーター育成研修、パート保育士研修、子育て支援員研修、公立こども園・保育所職員研修、救急法等が行われている。市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については各職員が庁内グループウェアで確認したうえで申込みをしている。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<p>■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>・職員の専門資格の取得状況については、自己申告カードや人事異動調書(職員の意向調査)などで行われている。公立保育園としての研修体系があり、一般研修、派遣研修、職場外研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、未満児・障がい児研修、給食部会・看護師会研修等、職種、経験、習熟度等に合わせた研修が公立保育園全体として実施されている。市担当部署より市職員としての研修についての研修案内が来るため交代で参加している。市担当部署からの外部研修に関する情報提供に加え、各自情報を収集し自己啓発の意味も含め「講演会」等に自主的に参加している。市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については各職員が庁内グループウェアで確認したうえで申込みをしている。例年実施されている公私立保育園・幼稚園などの研修は新型コロナウイルスの影響でZOOMなどで行っており、また、ZOOMなどを使った形で県保育研究大会、子育て塾などが行われたことで多くの職員が参加できるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・当保育園としての事業計画に「実習生・職場体験・ボランティアの受け入れ」として明記し主任が担当し、新型コロナ禍の中ではあるが、対策を十分に取り、昨年度は4名の実習生を受け入れ、また、高校生や現役看護師の体験学習の受け入れも行った。また、今年度も実習生の受け入れが予定されている。「実習生受け入れマニュアル」があり、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、将来保育士を目指す若者の育成と保育士自らの保育を見直す機会として積極的に取り組んでいる。プログラムは養成校の意向を取り入れ作成したものがあり、実習生に事前のオリエンテーションも行い、本人から実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように職員同士が話し合い回答したりアドバイスをするなど配慮がされている。実習指導者についての研修に主任が参加し、園内でも伝達研修をし実習生の受け入れに備えている。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。理念、基本方針、事業計画が「保育園・認定こども園のしおり」や「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている。また、市のホームページ等に、「園紹介」として情報公開をしており、全体的な計画や年間計画等は地域の民生児童委員などにも配布・説明されている。年2回、保護者アンケートを取り、その結果を公表しており、第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。保護者や地域の人々に向けて、「わんぱく広場（園開放）」や保育・子育て等に関わるイベントなどの印刷物を園の玄関に置いたり、掲示している。更に、地域の民生児童委員が行事に来園した時に「全体的な計画」などを説明し、長野県自然型保育（信州やまほいく）のポータルサイトにも日々の保育の様子を公開している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</p> <p>□ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>□ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・市の事務手続きや職務事務分担表により事務、経理、取引等に関するルールが職員に周知されており、それぞれが自分の役割を理解し遂行している。また、運営の透明性を図るため公立保育園として市の内部監査を2年に1回受け、また、県の監査も定期的に受け、毎年度、県に行政事務調査票を提出し適正に運営している。市として包括外部監査が取り入れられており、包括外部監査契約を締結した外部監査人が自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するものとしており、昨年度は保育・幼稚園課が該当し、公立の3園が対象となった。専門家からの意見や提案については、課を通してその内容を園長会で周知し、公立園全体で適切な事務業務や会計処理が出来るようにしている。</p>
4	地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・当保育園の事業計画や全体的な計画として文書化し、地元石区や豊野町住民自治協議会などと積極的な連携を図り子どもたちが地域の社会で色々な体験ができるようにしている。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となっているが、例年であれば保育園のある地元の「石区文化祭」「石区秋祭り」などに協力しており、また、旧豊野町から継続している町民運動会に職員も参加し、参加した子ども達と共に踊り、地域の人々と交流している。園を中心とした、公園、広場、神社、お寺などのイラスト入りのフィールドマップがあり、天候にかかわらず午前中に散歩に出掛け、地域の人々に挨拶をするなど、大人との関わりを持てるようにしている。地域のお年寄りとの世代間交流、未就園児対象のわんぱく広場(園開放、育児相談)、実習生の受け入れなどが実施されている。新型コロナ禍の中ではあるが、職員が工夫を凝らし、また、対策を取りながら世代間交流として地域の方から「りんごの摘果」を教えていただいたり、民生児童委員の方と運動遊びをしたり玉ねぎの苗植えをしたり、更に、豊野地区に伝わる昔話に詳しい方から話を聞き、散歩をしながらその舞台となった場所を巡ったりと貴重な体験をしている。昨年の秋、2019年10月の水害から2年が経とうとしている中、豊野地区住民自治協議会が提案し、豊野地区内の子ども達(保育園、小・中学校、専修学校)による子どもたちの手形で大きなりんごの木を作る手形アートの制作にも当園の子どもたちが関わっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施要領(受け入れマニュアル)」があり基本姿勢が明記されている。その中の「参加者へのお願い」に守秘義務等の注意事項を記載し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児と触れ合う機会の提供」として地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、中学生の職業体験や家庭科授業の一環としての体験などの受け入れが可能となっている。プロバスケットチームの担当者によるバスケット教室、地域のボランティアによるチューリップ球根の植え付けや玉ねぎの苗植えの手伝いなどが行われている。また、地域のボランティアによる豊野地区に伝わる昔ばなしの読み聞かせなども行われている。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・関係機関一覧表(旧エコマップ)が作成されており、地域発達支援会議、園長会、主任会、園医とのカンファレンス、幼保小連絡会等が定期的に関われ、園長または主任がオンライン会議等も含め出席し課題解決に向けて協働している。また、児童相談所からの依頼や市要保護児童対策地域協議会への参画から必要な児童を受け入れる可能性もあり、子ども相談室、保健センターなどと連携を取っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<p>■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>■ 123 （保育所）保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 124 （保育所）地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p>・感染レベルに合わせて一時預かり保育を実施したり、わんぱく広場（園開放・育児相談）を6月から翌年の2月の毎週木曜日に開き、未就園児とその保護者の交流の場として園内外で遊んだり、幼児と交流したりできるようにしている。また、子育て相談に応じたり、例年であれば講演会や講習を行ったり、父と子のふれあい事業の開催にも関わったりしている。更に、主任が地域の保健センターに出向き、4ヶ月健診で情報等の提供を行ったり、各地域の公民館で開かれる子育てサロンの出前講座などで子育て相談に乗ったりしている。新型コロナ禍ということで参加が少ないが「世代間交流」、例年実施されている「石区文化祭」や「石区秋祭り」「豊野地区市民運動会」などで地域の様々な人々とふれあっている。災害時にも豊野西小学校や交番、消防団、石川区長、氏子総代等との連携がとれるようになっている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<p>■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</p> <p>■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p>■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p> <p>■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>	<p>・「わんぱく広場」や「一時預かり保育」を行いつながら、入園式や運動会、卒園式などの行事に民生児童委員や主任児童委員などを招待（例年招待しているが、コロナ禍により今年度は招待していない）して園の実情を知ってもらおうと共に地域の子育てニーズを把握し対応している。更に、豊野西小学校や豊野みなみ保育園などとも交流し（今年度はコロナ禍により実施していない）、世代間交流事業も行い、地域の人々とふれあっている。地域の子育て支援センター・保健センターからの情報や地域発達支援会議等でも福祉ニーズの把握をしている。また、災害時の防災ハザードマップがあり、避難場所は隣接する公民館で、支所、小学校、交番、消防署などとの連携がとれるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・「長野市保育理念」「教育・保育の基本方針」、当保育園の「保育方針」「目標」には、子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明記されている。子どもを尊重した保育に関しては、「全国保育士倫理綱領」や長野市の「教育・保育の手引き」を各職員が確認・理解し、実践に取り組んでいる。また、保育に際しての「各種マニュアル」を策定し、「保育マニュアル（幼児）」「保育マニュアル（未満児）」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等に、子どもを尊重した保育の基本姿勢を掲げている。当園では定期的に子どもの尊重や基本的人権についての研修を実施し、子ども主体の保育の重要性、基本的人権等に配慮し対応している。園では、第三者評価の内容評価基準に準じた自己評価、保育所自己評価のための個人自己評価チェック、現状の洗い出し等を定期的に実施しており、現状の課題を把握し次に活かしている。子どもの人権、文化の違い等の方針は「全体的な計画」「月間指導計画」の中の教育面の「人間関係」で定め、それぞれの発達段階に応じて、子どもの気持ちを受け止め、お互いが尊重するように指導している。保護者にも説明会等を通じ方針を説明し理解を図っている。更に、当園では、子ども一人ひとりの生活習慣等を知り、日々の保育の中で、服装や役割、遊び方、性差等、固定的な対応ではなく、自分がどうしたいかを尊重し支援している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>・子どものプライバシー保護や権利擁護に配慮した保育については、年度初めに「教育・保育の手引き」「人権に関するマニュアル」「個人情報マニュアル」「虐待対応マニュアル」などを基に研修を行い、理解を深めている。排泄、着替え、体重測定、プール等では、子どものプライバシーを保護するためのカーテンや衝立を使用し、周囲の視線を防ぐ配慮をしている。保護者には入園時や年度初めに個人情報承諾書等で意向を確認し、個人情報の取り扱いについての取り組みを説明し、理解を図っている。更に、保護者に対しては虐待に関するポスターを掲示したり、園だよりなどで周知をしている。万が一不適切な事案が発生した場合は、「長野市個人情報等の適正な管理の為の措置に関する指針」に基づいて対応することになっている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・市としての「利用のご案内」や「保育園のしおり」、「子育てガイドブック」が園や支所などに置かれており、長野市のホームページの「長野市保育園一覧表」で閲覧することも可能で、自由に情報を得ることができる。市のホームページには各園の情報が掲載されており、イラストや地図などで誰でも分かる内容となっている。園の見学についてはいつでも受け入れており、希望があれば園長、主任が対応し必要な情報を利用希望者に説明し園内の案内も行っている。新型コロナ禍では複数の人との接触にならないように園児との触れ合いを避けるなど配慮している。毎年度園長会を中心に「保育園のしおり」の内容、情報などの見直しを行い、差し替え等を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>・全家庭を対象に、入園説明会を実施している。「入園説明会の資料」をはじめ、「保育園・認定こども園のしおり」「利用のご案内」や「運営規定」等の資料を用いて、持ち物については現物を呈示して保護者がわかりやすいように説明をしている。また、認定に変更がある場合には個別にて説明を行っており、新規入所では「支給認定申請書兼利用申込書」、継続の家庭には「現況届」「重要事項チェックシート」で内容確認を行い、保護者の同意を得ている。各家庭の状況によっては、配慮を要するため、アレルギーに配慮が必要な場合は生活管理指導表を用いて説明し除去食指示書等の書面を取り交わしている。障がい配慮が必要な場合は障がい理由とする「差別を解消するための職員対応要領」に基づいて説明している。食物アレルギーや障がい等、配慮が必要な子どもや保護者には、必要に応じて保健師や栄養士、指導員の協力や助言を受け説明を行っている。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>・保育所等の変更がある場合には「公立保育園長の心得」により、保育の継続性に配慮し「保育要録の写し」を転園先に情報提供している。公立以外の場合でも子どもの不利益が生じず継続保育ができるよう必要な情報提供を行っている。転園後も転園先の園と連携をとり、子どもがスムーズに移行できるように取り組んでいる。また、転園や卒園後で利用終了後であっても、相談を受け付けていることを知らせており、3月の園だよりにも、「卒園後も子育ての相談を受け付けている」ことが掲載されていた。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>・日々の保育では、子どもの表情や仕草、言動などから気持ちを汲み取り満足度を把握するように心掛け、楽しく、安心・安全に過ごせるように職員会で話し合い、保育の見直しや改善を図っている。また、保護者とは年2回の個別懇談会、アンケートを行う中で意見や思いを受け止め、満足度を把握し、それを基に職員会で検討を重ね、改善に繋げている。アンケートは園長が主となり、集計・分析し結果を公表している。新型コロナ禍で今年度は一部自粛となっているが、例年であれば個別懇談会には担任、クラス別懇談会には担任・主任、保護者総会には園長・主任がそれぞれ出席をして意見を聴いている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・苦情解決の仕組みをわかりやすく説明したポスターを園の玄関に掲示し、入園説明会の資料や園だよりでも苦情解決の仕組みについて説明している。苦情解決責任者（園長）、苦情受付担当者（主任）、外部より第三者委員を選任し苦情解決の体制を整えている。保護者が苦情を申し出しやすいように保育園の郵便受けには「郵便受け兼ご意見箱」として準備している。また、匿名でのアンケートも年2回、実施している。保護者との日頃のコミュニケーションを大切にし、連絡帳（未満児）のやり取りや幼児の保護者に向けたボードで活動の報告を行い、また、送迎時に十分な会話を交わすように心掛けている。苦情などの記録は「相談・意見・苦情受付記録」に記入し、苦情に対しては園全体で検討、話し合い、統一見解として必ず申し出者本人へフィードバックを行い、申し出者の不利益にならないよう配慮をし公表もしている。苦情関係書類は、5年間保存している。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に行うことをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・園長・主任をはじめ職員は日頃から送迎時等に保護者一人ひとりの顔を見ながら挨拶をし、話しやすい雰囲気づくりに心掛け、信頼関係を築くようにしている。入園説明会資料や4月の園だよりには「何かあればいつでもご相談ください」と記載し、玄関に相談窓口や相談方法を掲示している。個別に相談を受け付ける際には相談しやすい場所でゆったりと話せるように、また、プライバシーにも配慮し環境を整えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<p>・園では日々の保育の中のあらゆる場面から保護者の意見や要望を受け止め、迅速に対応している。登降園時の保護者との対話や連絡ノートでのやり取り、クラス懇談会や個別懇談、匿名アンケートの実施や意見箱の設置などで意見・要望の把握に努めている。4月の園だよりには、気になることがあるときにいつでも相談できる体制があることを知らせている。職員が受けた相談や苦情、要望などは速やかに園長、主任に報告し、その内容によっては職員会で検討し、対応している。意見、苦情等によっては園長会で現状や課題について話し合い、場合によっては第三者委員会で取り上げ検討を行っている。「意見（要望）対応マニュアル」は園長会で定期的に見直しを行っている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長で、「危機管理マニュアル」には各種事故と災害時の対応フローが明記され、職員に周知されている。毎月安全衛生委員会とリスクマネジメント委員会を開催し話し合い、日々の保育でヒヤリ・ハットした事例を「ヒヤリハット報告」に記録し、毎週行われる職員会議で共有し、怪我・事故に繋がらないよう要因分析をし対策を立てている。月1回の安全点検や毎朝の日常点検では、遊具や環境面について点検を行い、園内の危険箇所をマップにまとめ可視化し、日々の保育では手洗いや小まめな水分補給を促し、様々な場面から危険への気づきを促している。職員研修については、「事故・怪我のマニュアル」の「事故予防の対策」「年齢別ヒヤリハットのまとめ」等の資料を使って取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・感染症対策責任者は園長で、「事務手引き（保健、感染症一覧）」に責任と役割が明確に示され、管理体制を整備している。感染症の予防、発生時の対応については「公立保育園保健マニュアル」「保育園感染症対応マニュアル」があり、職員に基本的な知識と対処方法などの周知徹底を図っている。感染症が発生した場合は、「感染症報告一覧」に従って市の担当課へ報告し、必要に応じて保健師から保健所に連絡する等、連絡経路も明確になっている。また、担当看護師が講師となり、嘔吐物の処理法や消毒薬のつくり方等を実演し、より確実に感染予防ができるように取り組んでいる。更に、保護者や家庭にも感染予防の協力を求め、「保健だより」「園だより」等で、家庭での感染予防を呼びかけている。感染症予防のため、換気、手洗い・うがいの励行と小まめな水分補給を促し、ペーパータオルの使用、コップ、歯ブラシの個別管理等も保育に取り入れ実践している。室内の拭き消毒も行い、コロナ禍での食事提供時はパーテーションを使い飛沫対策も行い、健康観察を心掛けている。コロナ対策として園児と家庭の健康シートを使い、保護者に園児の毎日の体温、体調、家族の体調を記録して頂き、予防に努めている。行事の時には参加者の健康管理記録用紙（体温、体調）を提出して頂いている。感染症の発生時には、感染状況を知らせるため各家庭にお知らせ文書を配布し、「感染症発生のお知らせ」を張り出す等、保護者や家庭に情報提供し蔓延防止に取り組んでいる。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・災害時の対応については「危機管理対応マニュアル」で明確にされている。園として土砂災害ハザードマップを事務室に掲示し、危険個所を把握しており、想定される様々な災害時の対応フローが詳細に示され、市支所や小・中学校、駐在所、地域、消防署、保護者、職員等、関係者をあけて必要な対策を講じている。また、園では、その他の災害も想定した消防計画・避難訓練年間計画等を立て、毎月、通報、避難誘導、消火、不審者、引き渡し等の訓練を実施し、避難経路や避難場所の確認も行っている。避難訓練後には職員会で気づきや反省点を話し合い記録をし、万が一の場合に対応できるように対策を立てている。更に、在宅時、送迎時、在園時などの万が一の時の安否確認については「緊急連絡網」「職員緊急連絡網」などを使って確認できるようになっている。園では、有事に備えて、飲料水などの「備蓄品リスト」や「非常持ち出し品」リストを作成し、園長が管理、整備を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	・保育の標準的な実施方法は「保育マニュアル（未満児）」「保育マニュアル（幼児）」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」として文書化されており、職員はこれらマニュアルの読み合わせを行い、各研修を受け、一定した水準の保育を担保している。また、各マニュアルには、保育手順や子どものプライバシー保護、権利擁護についての姿勢が明記されており、「月案」「週日案」を策定し保育に当たっている。標準的な保育が実践されているかどうか、主任が週日案や月案に目を通し、客観的な視点で実践状況を確認しコメントを書き込んでいる。また、実践した後の改善点等は職員会議等の場で全体共有をしている。当園では、3年齢混合クラス（幼児）、未満児混合クラスで編成されているため、子どもの特性やペースに合わせた保育を行っており、標準的な保育の提供と個別的保育の提供を柔軟に組み合わせ実践している。
			■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。			
			■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。			
			■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。			
			■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。			
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	・保育の振り返りを毎日する中で、標準的な保育が実施されているか、保護者アンケート結果の分析も含め職員会等での話し合いを行っている。標準的な実施方法は各マニュアルで示されており、職員会議等で表出された意見を園でまとめて、当園としての意見を園長会等へ上げている。園長会では「保育園のしおり」を毎年、マニュアル検討会議では「各種マニュアル」を毎年、保健師・看護師会では「公立保育園保健マニュアル」を2年に1回など、部門毎に定期的な検証、見直しをする仕組みがあり機能している。検証や見直しに当たっては指導計画についても検討を行い、実践されている。
			■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。			
			■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。			
■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・指導計画策定の根拠となるアセスメントは「家庭の調べ(3月)」を使用し、決められた時期に実施されている。また、調理員、看護師、園医、園歯科医、保育・幼稚園課の栄養士・保健師等も専門的立場からみたアセスメントを実施している。指導計画は全体的な計画を基に策定され責任者は園長が担っている。根拠に基づき策定された指導計画の実践状況は「子どもの育ち」「自らの保育」として評価し、次の月案、週日案で活かす仕組みがあり機能している。更に、「保育の個別計画」では、個別懇談で把握した保護者の意見・要望を「保護者の意向欄」に記入し、子どもと保護者のニーズを明らかにしている。要支援の子どもについては入園前に専門機関と連携を図り、発達相談員、保健師などと話し合い、入園後は「にこにこ園訪問」を活用している。障がいのある子どもや3歳未満の子どもについては個別指導計画が作成されている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・「全体的な計画」に基づき年間指導計画は4期に区切り、期毎(1期4・5月、2期6・7・8月、3期9・10・11・12月、4期1・2・3月)に評価と振り返りを行っている。「年間指導計画」は4月に全職員で作成し、月末に翌月の「指導計画」を作成し、「保育の個別計画」は個別懇談会後作成し、実践から評価・反省へと繋げ、定期的に見直しをする仕組みが機能している。各計画の見直しによって変更を掛け、全体に周知する必要のあるものについては職員会で共有している。指導計画を緊急に変更する必要がある場合は感染症の流行期や熱中症警戒アラート発令時等で、園長と主任で協議後、幼児及び未満児のチーフ保育士と連携し全職員に周知するようになり、緊急変更時の仕組みが機能している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>・公立保育園として統一様式を用いて子どもの発達状況や家庭での生活状況等を把握している。使用される様式は「家庭の調べ」「発達状況」「身体発育及び健康診断の記録」「連絡帳」等で子どもの保育が適切に実施されているかどうかの基本情報として職員間で共有している。実践している保育が指導計画に沿って行われているかどうかはおたより帳、月案、週日案、保育の個別計画、個人の指導計画、障がいの個別指導計画等で確認することができる。園長と主任は毎週記録に目を通し共感したり助言を行いながら、保育状況の把握を行っている。記録の内容や書き方については、主任が中心となって園内研修をしたり個別に指導をし統一を図っている。取得した情報は整理し、全体で共有する情報と職種間で必要な情報に分別している。職員会が毎週開催され、更に幼児、未満児毎の会議も行い情報を共有し、日々の保育に取り組んでいる。情報収集の手段は会議だけでなく、連絡ノートやパソコンを使って個々に情報を把握することができる。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>・記録管理の責任者は園長で、「個人情報保護マニュアル」「個人情報などの適正管理のための措置に関する指針」等の規定が定められている。子どもの記録の保管については「個人情報保護マニュアル」に、子どもの記録の保存廃棄については「ファイル基準表」「教育・保育の手引き」に、情報提供については「情報開示マニュアル」にそれぞれ詳細に記され定められている。また、「個人情報保護マニュアル」「教育・保育の手引き」には、個人情報の不適切な利用や漏えいについての対策と対応方法が定められている。廃棄については市に届け出を行い、ルール通りに実施しており、紙媒体の個人情報は鍵付きの書庫で保管され、ICT化に伴う電子媒体についても職員の一人ひとりのパスワードが設定されており厳重に管理されている。職員研修は毎年3月の新体制職員会で「教育・保育の手引き」の読み合わせ研修を実施し、個人情報保護マニュアルを使っての園内研修も行っている。保護者には入園説明会、継続時説明会等の公の場で個人情報の取り扱いについての説明を行い、個人情報承諾書に署名をいただいている。</p>